

令和8年3月5日  
富田林市

## 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等の 運用に係る特例措置の実施について（お知らせ）

平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨や「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の早期活用等について」（令和8年2月18日付け国不入企第30号国土交通省不動産・建設経済局長通知）による国からの要請の趣旨を踏まえ、下記のとおり特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 特例措置の内容

対象となる工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「対象工事等」といいます。）の受注者は、令和7年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）等に基づく契約に変更（請負代金額及び業務委託料の変更）するための協議を請求することができます。

#### 2. 対象工事等

令和8年3月1日以降に契約を締結する工事請負契約及び業務委託契約のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

#### 3. 請負代金額及び業務委託料の変更

変更後の請負代金額及び業務委託料については、次の方式により算出します。

**変更後の請負代金額及び業務委託料＝新労務単価による積算に係る設計金額×当初契約時点の落札率**

#### 4. 手続き

対象工事等の受注者には、工事及び業務担当課から個別にお知らせします。

なお、対象工事等の受注者から富田林市への協議の請求期限は、原則次のとおりとします。工事及び業務担当課からの通知日から起算して14日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

#### 5. その他

請負代金額及び業務委託料が変更された場合は、受注者には、特例措置の趣旨をご理解いただき、元請業者と下請業者との間で既に締結している契約金額の見直しや、技能労働者（技術者）への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するようお願いいたします。

以上